

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑

化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(一時使用目的の特定公園施設)

第三条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段差がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路（

その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたときに限り、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り階段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

ヘ 階段の両側には、立上り部分を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を併設することが困難である場合は、傾斜路に代えて、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを併設することができる。

五 傾斜路（階段若しくは段差に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段差に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ヘ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立上り部分を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせる床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

七 次条から第十三条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものに接続していること。

（屋根付広場）

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを有すること。

（休憩所）

第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
 - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 二 利用者からの相談等に応じるためのカウンター（以下「カウンター」という。）を設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを有すること。
- 四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、第九条第二項、第十条及び第十一条の基準に適合すること。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、第五条第一号の基準に適合すること。
 - 二 出入口と次号の規定により設けることとされる観覧席及び第四号に規定する基準に適合する便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたときに限り、幅を八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
 - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - 二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
- ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の

理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

へ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合にあつては当該収容定員に十分の一を乗じて得た数以上の、収容定員が二百を超える場合にあつては当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧席（以下「車椅子使用者用観覧席」という。）を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、第九条第二項、第十条及び第十一条の基準に適合すること。

2 車椅子使用者用観覧席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は九十センチメートル以上とし、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段差がないこと。

三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に十分の一を乗じて得た数以上の、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をするこ
と。

（便所）

第九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、

次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- 二 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

三 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
- 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

第十条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
 - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。
 - ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - 二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを有すること。
- 2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
 - 二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識を設けること。
- 三 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - 四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十一条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第九条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合には、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(管理事務所)

第十三条 第六条の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同条中「休憩所を設ける場合には、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(掲示板及び標識)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第十五条 第四条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち一以上は、第四条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成二十四年十一月一日から施行する。